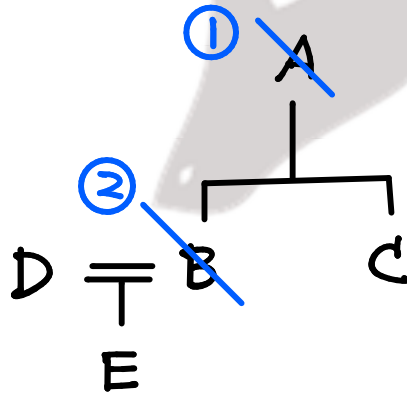


相続 宅建 H29-06-2 《#985》

【問】 正誤をつけよ。

Aが死亡し、相続人がBとCの2名であった。Aの死亡後、いずれもAの子であるBとCとの間の遺産分割協議が成立しないうちにBが死亡したときは、Bに配偶者Dと子Eがいる場合であっても、Aの遺産分割についてはEが代襲相続人として分割協議を行う。



【答え】 誤り

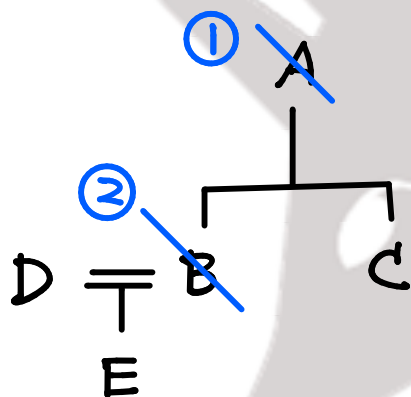
《ポイント》 遺産の分割の協議

共同相続人は、一定の場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。

《ポイント》 代襲相続

A 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。

⇒ 欠格、廃除も代襲原因であるが、相続放棄は代襲原因ではない



教次相続

AからEに代襲する。
順序が逆。

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

暗記

<https://shibuyakai.com/>